

マネジメントリポート

役員のための財務税務会社法ニュース

今回のテーマ： 資産除去債務に関する会計基準

2008年3月31日、企業会計基準委員会から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」が公表されました。

従来、有形固定資産などの設備に係る除去費用は、実際に除去した時に計上することが一般的でした。

新会計基準によれば、一定の要件を満たす除去費用については、有形固定資産の取得時に資産除去債務として負債に計上し、同額を当該有形固定資産の帳簿価額に加算します。

資産に計上された除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、耐用年数にわたり、各期に費用配分することになります。

1. 背景

将来の除去費用負担義務を財務諸表に反映させることは投資情報として有用
会計基準のコンバージェンス（国際的収斂）

2. 資産除去債務とは

「資産除去債務」とは、有形固定資産の取得や使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいいます。

除去費用の例としては、大気汚染防止法上のアスベスト対策費用や土壌汚染対策法上の浄化費用、不動産賃貸借契約で定められる原状回復費用などがあります。

3. 計上の要件

資産除去債務は、有形固定資産の取得や使用によって発生した時に負債として計上しなければなりません。その金額を合理的に見積るためには、つぎの3項目が明らかになっている必要があります。

有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローの見積り
発生時点で割り戻すための割引率
除去の予定時期

実務的には、の除去の予定時期の見積りが困難なケースが多いことも考えられ、この場合には、除去債務を合理的に見積ることができない旨及びその理由を注記する必要があります。

お見逃しなく！

1. 新会計基準の適用は、固定資産の取得価額や減価償却額に影響を与えるため、適用初年度（以後も含む）の予算や業績予測の作成にはこれらを盛り込む必要があります。
2. 固定資産取得時に資産除去債務の計上の必要性が検討されるため、投資の意思決定においてもこれまで以上に処分コストの存在がクローズアップされます。
3. 本会計基準は2010年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。2010年3月31日以前開始事業年度からの早期適用も可能です。